

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

				資料番号	27-9	担当課	健康増進課
法令名	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則	根拠条項	9	不利益処分の種類	精神保健福祉士養成施設の指定の取消		
<p>(根拠規定)</p> <p>○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第九条 指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があったときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。</p> <p>(精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準)</p> <p>第五条 法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において法第七条第二号に規定する基礎科目((2)及び(3)において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。)第一条第二項に規定する者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項に規定する者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項に規定する者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの</p> <p>(4) 社会福祉士</p> <p>ロ 修業年限は、六月以上であること。</p> <p>ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。</p> <p>ニ 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、教員のうち少なくとも一人は医師であること。</p> <p>ホ 精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)並びに精神保健福祉援助実習指導を教授する教員の数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。</p>							

へ 別表第二に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも一人ずつ有すること。

(1) 教務に関する主任者

(2) 精神保健福祉相談援助の基盤（専門）、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム又は精神保健福祉援助演習（専門）を教授できる者

(3) 精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授できる者

ト 精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

(4) 精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

チ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

リ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）を行うための演習室並びに精神保健福祉援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ヌ 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

ル 実習施設等を精神保健福祉援助実習に利用できること。

ロ 実習指導者（実習施設等において精神保健福祉援助実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

ワ 一の実習施設等における精神保健福祉援助実習について指導を行う実習指導者の数は、同時に指導を行う学生五人につき一人以上とすること。

カ 専任の事務職員を有すること。

コ 管理及び維持経営の方法が確実であること。

ク 入学若しくは入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

二 通信課程 次の全てに該当するものであること。

イ 第一号イ、ロ、ホ、ト、ルからワまで、ヨ及びタに該当するものであること。

ロ 印刷教材は、別表第三の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであって、その内容が次によるものであること。

- (1) 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。
 - (2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼あるものであること。
 - (3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。
- ハ 面接授業の内容は、別表第三に定める科目について、同表に定める時間以上のものであること。
- ニ 面接授業は、精神保健福祉士短期養成施設等が、自ら行い、又は学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)、専修学校若しくは各種学校に委託して行うこと。
- ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。
- (1) 通信指導は、計画的に行うこと。
 - (2) 添削指導は、別表第三の科目の欄に定める各科目のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるものについて一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。
- ヘ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。
- ト 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。
- チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)を行うための演習室並びに精神保健福祉援助実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)並びに精神保健福祉援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。
- リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。
- ヌ 事務職員を有すること。ただし、当該事務職員は、通信指導を行う教員を兼ねてはならないこと。

(精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準)

第六条 法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。
 - イ 次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第三項で定める者
 - (2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項に規定する者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの
 - (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第九項に規定する者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの
 - (4) 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した者
 - ロ 修業年限は、一年以上であること。
- ハ 前条第一号ハからタまでに該当するものであること。
- 二 通信課程に係る基準 次の全てに該当するものであること。
 - イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前条第一号ホ、ト、ルからワまで、ヨ及びタ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一（第五条、第六条関係）

科目	時間数	
	精神保健福祉士短期養成施設等	精神保健福祉士一般養成施設等
人体の構造と機能及び疾病		三〇
心理学理論と心理的支援		三〇
社会理論と社会システム		三〇
現代社会と福祉		六〇
地域福祉の理論と方法		六〇
社会保障		六〇
低所得者に対する支援と生活保護制度		三〇
福祉行財政と福祉計画		三〇
保健医療サービス		三〇
権利擁護と成年後見制度		三〇
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		三〇
精神疾患とその治療	六〇	六〇
精神保健の課題と支援	六〇	六〇
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）		三〇
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	三〇	三〇
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	一二〇	一二〇
精神保健福祉に関する制度とサービス	六〇	六〇
精神障害者の生活支援システム	三〇	三〇

精神保健福祉援助演習（基礎）		三〇
精神保健福祉援助演習（専門）	六〇	六〇
精神保健福祉援助実習指導	九〇	九〇
精神保健福祉援助実習	二一〇	二一〇
合計	七二〇	一, 二〇〇

- 備考 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、合計の項の時間数の欄に定める時間数の二分の一を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。
- 二 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

別表第二（第五条、第六条関係）

学生総定員の区分	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から二百人まで	$3 + (\text{学生総定員} - 80) / 40$
二百人以上	$6 + (\text{学生総定員} - 200) / 50$

別表第三（第五条、第六条関係）

科目	時間数					
	精神保健福祉士短期養成施設等			精神保健福祉士一般養成施設等		
	面接授業	印刷教材による授業	実習	面接授業	印刷教材による授業	実習
人体の構造と機能及び疾病					九〇	
心理学理論と心理的					九〇	

支援						
社会理論と社会システム					九〇	
現代社会と福祉					一八〇	
地域福祉の理論と方法					一八〇	
社会保障					一八〇	
低所得者に対する支援と生活保護制度					九〇	
福祉行財政と福祉計画					九〇	
保健医療サービス					九〇	
権利擁護と成年後見制度					九〇	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度					九〇	
精神疾患とその治療	六	一六二		六	一六二	
精神保健の課題と支援	六	一六二		六	一六二	
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）				三	八一	
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	三	八一		三	八一	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	一二	三二四		一二	三二四	
精神保健福祉に関する制度とサービス	六	一六二		六	一六二	
精神障害者の生活支援システム	三	八一		三	八一	
精神保健福祉援助演習（基礎）				三	八一	
精神保健福祉援助演	六	一六二		六	一六二	

習（専門）						
精神保健福祉援助実 習指導	九	二四三		九	二四三	
精神保健福祉援助実 習			二一〇			二一〇
合計	五一	一，三七 七	二一〇	五七	二，七九 九	二一〇

備考 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、合計の項の時間数の欄に定める時間数の二分の一を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

二 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

（報告の徴収及び指示）

第八条 厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定養成施設等の教育の内容、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第九条 指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があったときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。